評価表 NO.

29

所管部課名 農政課								担当者 森重 真					
事業	業費名称 農業施設等整備事業費												
根拠	処法令	令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 産地農業活性化支援事業補助金交付要領										
補助約	圣過年	丰数	16年以上20年以下										
令和3年度				国県支出金ーー般則		一般財源	京 その他		の他	その他の内容			
予	予算額		5,000 千円	千円		5, 000	5,000 千円		千円				
				指標名					E	目標年度			
成果	成果指標①		申請者数(人/年)					10	令	令和8年度			
成果	成果指標②		補助事業者等の経営の状況(農業所得)				個別	別経営目標	令	令和8年度			
補助	補助対象者		5 6 歳以上の認定農業者、3 戸以上の生産者団体、農業協同組合										
補助対	補助対象経費		種苗、農業用機械、農業用施設、小規模基盤整備に係る経費										
補助金補	舌動の容 容 を額を 助率	の内	経営改善による農家所得の向上を目的に、種苗、農業用機械、農業用施設の導入、小規模基盤の整備を行う経費に対する補助										
	項目(算方法												
IX-5	R#717A		平成30年度				介和元年度			令和2年度			
			古口	平成30	年度	수.	和元年	度	令和	2 年度			
			項目	金額(円)	割合 (%)	金額((円)	き き 割合(%)	金額(円)	割合 (%)			
		自己	已資金	金額 (円) 8, 310, 074	割合 (%) 67. 4	金額(%) 33, 22	円) 24, 891	割合 (%) 68.1%	金額(円) 23, 184, 3	割合 (%) 84 71.5%			
Į-ta			已資金 自己負担	金額(円)	割合 (%) 67.4 67.4	金額 (% 33, 22 % 23, 1	(円) 24, 891 19, 891	割合 (%) 68.1% 47.4%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6%			
補助	ılız		已資金	金額 (円) 8, 310, 074	割合 (%) 67.4 67.4	金額 (% 33, 22 % 23, 1 % 10, 10	円) 24, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7%	金額(円) 23, 184, 3	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8%			
助	収入		已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074	割合 (%) 67. 4 67. 4 0. (金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10	(円) 24, 891 19, 891 05, 000	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0%	金額(円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 0.0%			
	収入		已資金 自己負担	金額 (円) 8, 310, 074	割合 (%) 67.4 67.4 0.0 32.6	金額 (33, 2; % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5	(円) 24, 891 19, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9%	金額(円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 0.0% 00 28.5%			
助 過去 3け			已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074	割合 (%) 67.4 67.2 0.0 32.6 0.0	金額 (% 33, 2; % 23, 1; % 10, 10; % 15, 5;	(円) 24, 891 19, 891 05, 000	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0%	金額(円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 0.0% 00 28.5% 0.0%			
助を受ける		市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0	金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 48, 79	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	割合 (%)			
助を受ける事		市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000	割合 (%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0	金額 (33, 2; % 23, 1; % 10, 10, % 15, 5; % 48, 79 % 48, 79	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0	84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 00 28.5% 0.0% 0.0% 84 100.0% 84 100.0%			
過去3ヵ年の助を受ける事業		市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合(%) 67.4 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0	金額 (33, 2; % 23, 1; % 10, 10 % 15, 5; % 48, 79 % 48, 79	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 0. 0% 0. 0% 84 100. 0% 84 100. 0%			
過去3ヵ年の決算助を受ける事業(団	入	市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合 (%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0	金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 15, 5 % 48, 79 % 48, 79	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 00 28.5% 0.0% 0.0% 84 100.0% 84 100.0% 0.0%			
過去3ヵ年の決算状助を受ける事業(団体	支	市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合 (%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0	金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 48, 79 % 48, 79	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 00 28.5% 0.0% 0.0% 84 100.0% 84 100.0% 0.0% 0.0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)	入	市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 2; % 23, 1; % 10, 10, % 15, 5; % 48, 7; % 48, 7; % 48, 7; % (% () () () () () () () () () () () () ()	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 0. 0% 0. 0% 84 100. 0% 84 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	支	市祥	已資金 自己負担 資金借入 輔助金	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合(%) 67.4 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 48, 79 % 48, 79 % 19% 48, 79 % 19% 48, 79 % 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 0. 0% 0. 0% 84 100. 0% 84 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)	支	市祥	已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 23 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 15, 5 % 18 % 48, 79 % 48, 79 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 %	(円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 0. 0% 0. 0% 84 100. 0% 84 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	支出	農業	已資金 自己負担 資金借入 輔助金 計 禁機械・施設等	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074	割合(%) 67.4 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 23 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 15, 5 % 18 % 48, 79 % 48, 79 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 %	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	支出支出	市 農 業	已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 23 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 15, 5 % 18 % 48, 79 % 48, 79 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 % 19 %	(円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	割合 (%) 84			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	入 支出 支目	市補農業	已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0	金額 (33, 2; % 23, 1; % 10, 10, 10; % 15, 5; % 48, 79; % 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19	(円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	84 71. 5% 84 25. 6% 00 45. 8% 00 28. 5% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0% 00 0%			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	入 支出 支目	市 農 当 出計金 軍度	已資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0	金額 (33, 2; % 23, 1; % 10, 10, 10; % 15, 5; % 48, 79; % 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 48, 79; % 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19% 19	(円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 395. 7% 399. 8%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	割合 (%) 84			
過去3ヵ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	支出 支	市 神 出 計 全 定 を 付	記資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0	金額 (33, 22 % 23, 1 % 10, 10 % 15, 5 % 15, 5 % 16, 48, 79 % 18, 79 % 19, 48, 79 %	(円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 395. 7% 399. 8% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 0.0% 0.0% 0.0% 84 100.0% 0.0%			
過去3カ年の決算状況助を受ける事業(団体)等	入 支出 支目翌 成果	市 神 農	記資金 自己負担 資金借入	金額 (円) 8, 310, 074 8, 310, 074 4, 021, 000 12, 331, 074 12, 331, 074	割合(%) 67.4 0.0 0.0 32.6 0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0	金額 (33, 23 6 23, 1 10, 10 6 10, 10 6 15, 5 6 16 6 6 6	円) 24, 891 19, 891 05, 000 73, 000 97, 891 97, 891	割合 (%) 68. 1% 47. 4% 20. 7% 0. 0% 31. 9% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 395. 7% 399. 8% 0. 0%	金額 (円) 23, 184, 3 8, 320, 3 14, 864, 0 9, 264, 0 32, 448, 3 32, 448, 3	割合 (%) 84 71.5% 84 25.6% 00 45.8% 0.0% 0.0% 0.0% 84 100.0% 0.0%			

【前回評価】見直しの上で継続:他の補助金と統合

【前回評価への回答】事業対象者を産地農業後継者支援事業と区分しているため、事業の統合は難しい と思われる。

【事業のPR方法】職員や嘱託員が実施している現場業務を通じてPRを行っている。

【費用対効果】農家の所得向上に資する取組みとして効果は高いものである。

【補助事業以外の事業】特になし

【その他】特になし

事項等

記

す

べ

き

〈補助	金の視点別評価〉 【主管	課評価	「・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】
要件	項目	評価	
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	Α	営農活動を通じて、間接的に農地、農道、河川、水路の管理が行われることとなることから、生活環境の維持や降灰防止に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	食料供給の安定化を図るためには、生産者が確保される 必要があるが、生産者の経営が成り立たず、その結果離 農が進むことが危惧されるため、生産者である農家所得 向上に向けた取組が必要である。また、本市は中山間地 が多く、生産効率が劣ることから、地域に適した作物選 定や作業の効率化を図るための支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		少子・高齢化により生産者の減少が進む中、他産業並みの所得を目指す「認定農業者」の確保・育成を図るためには、生産者の経営改善を図るために必要な取組支援を 行う必要がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接 実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当で あると明確に認められる。		認定農業者、新規就農者、農業法人の担い手農家の確保・育成は、農村地域と本市農業の活性化に大きく寄与するものと考えられることから、行政による支援が必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助 金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は 当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段である と明確に認められる。	A	国・県の事業を優先的に活用しているが、事業要件に該当しないもので必要な取組については、審査会を行ったうえで実施している。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	Α	国・県の補助率や経営者の年齢、事業要望件数等を考慮 して補助率、補助上限金額を設定している。
〈所管	課による補助金等の見直し結果〉	<行政	改革推進委員会による見直しに対する意見>
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い
	□見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い
	⇒今後の方向性 □充実		有効性 ⇒ □高い □低い
	□移管・統廃合		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□縮小		≪今後の改革の方向性≫
内部評価結果	□休止・廃止	外部評価結果	□現状のまま継続
	≪上記方向の理由≫		口見直しの上で継続
	農家が経営を継続、拡大するために必要な設備投資に支援を行うことで、経営の安定化を図ることは必要な処置であると思われるため、継続して実施する必要があると考える。		⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小
			口休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための 手段・計画≫		≪まとめ≫
	農家の経営状況を踏まえ、過剰投資とならないためにも申請前に関係者による審査を実施している。今後も同様の手続きを実施する予定である。		

産地農業活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げる産地農業活性化支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(補助金の交付の要件)
- 第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有 し市税等の滞納がない者に対して交付する。
 - (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するものであること。
 - (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、 補助事業等を実施しようとする者であること。
 - (3) 集落営農団体を除く産地農業後継者支援事業補助金交付要領第2条第3号に該当しない農業者のうち、3戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者、新規就農者及びJA北さつまであること。ただし、補助金の交付を受けた経費が第4条第5号に該当する場合はこの限りでない。
 - (4) 前回の補助金の交付を受けた年度から3箇年度以上経過した者であること。 ただし、前回の補助金の交付を受けた経費が第4条第1号、第4号又は第5 号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設等の導入及び工事に要する経費について交付する。
 - (1) 種苗
 - (2) 農業用施設(中古施設を含む)
 - (3) 農業用機械(中古機械を含む)
 - (4) 小規模土地基盤整備(用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの (実施計画書の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならな

V10

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該 事業を開始する前までとする。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類 (交付の基準)
- 第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これ を行わない。
 - (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第8条 補助金の実績報告に
- 係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものと する。
 - (1) 当該補助事業等に係る完成写真
 - (2) 当該補助事業等に係る領収書または請求書 (効果の測定)
- 第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号 に掲げる指標を用いて測定するものとする。
 - (1) 補助事業者等の経営状況(農業所得)
 - (2) 補助事業者等の数

(所得証明書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の 3年後の6月末までに所得証明書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成25年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。